

最高裁秘書第637号

令和7年3月5日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の訂正について（事務連絡）

令和6年12月18日付けで答申書（令和6年度（情）答申第25号）（以下「答申書」という。）の写しを送付しましたが、答申書に別紙が添付されていなかつたため、これを訂正しました。改めて訂正後の答申書の写しを送付します。

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年7月11日（令和6年度（情）諮詢第9号）

答申日：令和6年12月18日（令和6年度（情）答申第25号）

件名：札幌高等裁判所における特定日以降の職員配置図の一部不開示の判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

令和6年4月1日以降の札幌高裁の職員配置表（職員配置表がない場合は配置図）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、札幌高等裁判所長官が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、札幌高等裁判所長官が令和6年5月22日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

不開示部分が本当に不開示情報に相当するかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件対象文書は、札幌高等裁判所に所属する職員の執務時の着席位置等を示した図面（職員配置表）であるが、原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、職員の執務机の位置に関する情報、電話番号、FAX番号、内線番号、部屋の場所等が記載されている。

このうち、職員の執務机の位置に関する情報は、裁判所が行う業務の内容等を踏まえれば、職員の執務時の着席位置を公にすると、特定の職員の事務を停

滞させる目的・態様での執務室への来訪がされること等にもつながりかねず、裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、外部に公表していない電話番号、FAX番号及び内線番号は、これを公にすることにより裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

その他、一般の来庁者が自由に入り出しきれない部屋の場所等の情報については、これを公にすることにより庁舎管理事務又は警備事務に支障を及ぼすおそれがある。

2 苦情申出人は、本件対象文書の不開示部分が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に定める不開示情報に相当するか不明である旨主張するが、本件不開示部分がいずれも同号に定める不開示情報に相当することは、上記のとおりである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年7月11日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月15日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年12月13日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書は、札幌高等裁判所の配席図であり、本件不開示部分には、各執務室等の配置、形状、規模及び配席に関する情報（以下「配席等情報」という。）の他、電話番号、FAX番号、内線番号、部屋の場所等が記載されていることが認められる。

このうち、配席等情報は、裁判所が行う業務の内容等を踏まえれば、配席等情報を公にすることによって、裁判所の事務を停滞させる目的・態様での執務室への来訪がされる事態を招く可能性を排除できること等、裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、本件不開示部分に記載された電話番号、FAX番号及び内線番号は、いずれも外部に公表されていないものと認められ、これらの情報が公になると、職務に關係のない問合せやFAX送信によって職務に必要な連絡に支障が生じるなど、裁判所職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

その他、本件不開示部分に記載された部屋の場所等は、一般の来庁者が自由に出入りできず、セキュリティの確保が要請されているものと認められ、これらの情報を公にすることにより、庁舎管理事務又は警備事務に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、本件不開示部分に記載された情報は、いずれも法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委員 川神 裕

別紙

- 1 札幌高裁職員配置図（令和6年4月1日現在）
- 2 札幌高裁職員配置図（令和6年5月10日現在）